

子ども・子育て新システム検討会議作業グループ 基本制度ワーキングチーム(第20回)	資料2
平成24年1月31日	

# 子ども・子育て新システムに関する基本制度とりまとめ (案) (説明資料)

平成24年1月31日

第20回 基本制度ワーキングチーム資料

# 目次

子ども・子育て新システムの全体像	2
・市町村、都道府県、国の役割	5
・給付設計	15
・幼保一体化	20
地域における学校教育・保育の計画的な整備(イメージ)	24
多様な保育事業の量的拡大(指定制度の導入)	26
新たな制度における行政が関与した利用手続き	38
こども園給付(仮称)の創設	46
地域型保育給付(仮称)の創設	52
総合こども園(仮称)の創設	58
・子ども・子育て支援事業(仮称)	65
・社会的養護・障害児に対する支援	73
・子ども・子育て包括交付金(仮称)	76
・子ども・子育て会議(仮称)	79
・費用負担	82
新システムの費用負担のあり方について	83
新システムの国・地方の費用負担	83
事業主負担の考え方(案)	84
新たな制度における利用者負担について(案)	86
既存の財政措置との関係について(案)	92
・国の所管及び組織体制について	99
・ワーク・ライフ・バランスについて	102

# 子ども・子育て新システムの全体像

## 基本的考え方

### 子どもと子育て家庭を応援する社会の実現に向けての制度構築

子どもは社会の希望であり、未来をつくる力。  
子どもの健やかな育ちは、今の社会を構成するすべての大人にとって、願いであり、喜び。  
子どもの最善の利益を考慮し、すべての子どもたちが尊重され、その育ちが等しく確実に保障されることが必要。  
子育ての充実感を得られるなど「親としての成長」を支援。

→ 子育てについての第一義的な責任が親にあることを前提にしつつ、子ども・子育てを取り巻く環境の変化に伴う家族や地域の子育て力の低下等を踏まえ、子育てに関する新たな支え合いの仕組みを構築

東日本大震災でも、子どもと大人、被災者と支援者など、人と人の助け合い等の大切さが再確認されたところ

#### 急速な少子化の進行

結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状  
・独身男女の約9割が結婚意思を持っており、希望子ども数も2人以上。  
・家族、地域、雇用など子ども・子育てを取り巻く環境が変化。



#### 子ども・子育て家庭を社会全体で支援

子ども・子育て支援は未来への投資  
結婚・出産・子育ての希望がかなう社会を実現  
すべての子どもたちが尊重され、育ちを等しく保障

子ども・子育て支援が質・量ともに不足  
子育ての孤立感と負担感の増加



すべての子どもへの良質な成育環境を保障し、特別の支援が必要な子どもを含め、すべての子どもの健やかな育ちを実現  
質の高い学校教育・保育の保障、地域の子育て支援の充実

・家族関係社会支出の対GDP比の低さ（日：1.10%、仏：3.00%、英：3.27%、スウェーデン：3.35%）

深刻な待機児童問題、放課後児童クラブの不足  
「小1の壁」  
M字カーブ（30歳代で低い女性の労働力率）



ワークライフバランスを推進するとともに、保育の量的拡大により、待機児童を解消し、男女が子育てと仕事を両立できる社会を実現

子育て支援の制度・財源の縦割り  
地域の実情に応じた提供対策が不十分



成長に応じて必要となる子育て支援の制度・財源を一元化  
子ども・子育て会議（仮称）の設置  
潜在ニーズを含む住民ニーズを把握、計画的な提供体制の整備（市町村が責任を果たせる仕組みに）

「学校教育」とは、学校教育法に位置づけられる小学校就学前の子どもを対象とする教育（幼児期の学校教育）を言い、「保育」とは児童福祉法に位置づけられる乳幼児を対象とした保育を言う。以下同じ。

# 子ども・子育て新システムの具体的内容（ポイント）

修正

## すべての子どもへの良質な成育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援

すべての子ども・子育て家庭への支援  
(子どものための手当、地域子育て支援など)

幼保一体化(こども園(仮称)の創設など)

- ・ 給付システムの一体化(こども園(仮称)の創設)
- ・ 施設の一体化(総合こども園(仮称)の創設)



- ・ 質の高い幼児期の学校教育、保育の一体的提供
- ・ 保育の量的拡大
- ・ 家庭での養育支援の充実

を達成

## 新たな一元的システムの構築(基本制度案要綱に示された新システムのイメージ)

### 基礎自治体(市町村)が実施主体

- ・ 市町村は地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施
- ・ 国・都道府県は実施主体の市町村を重層的に支える

### 社会全体(国・地方・事業主・個人)による費用負担

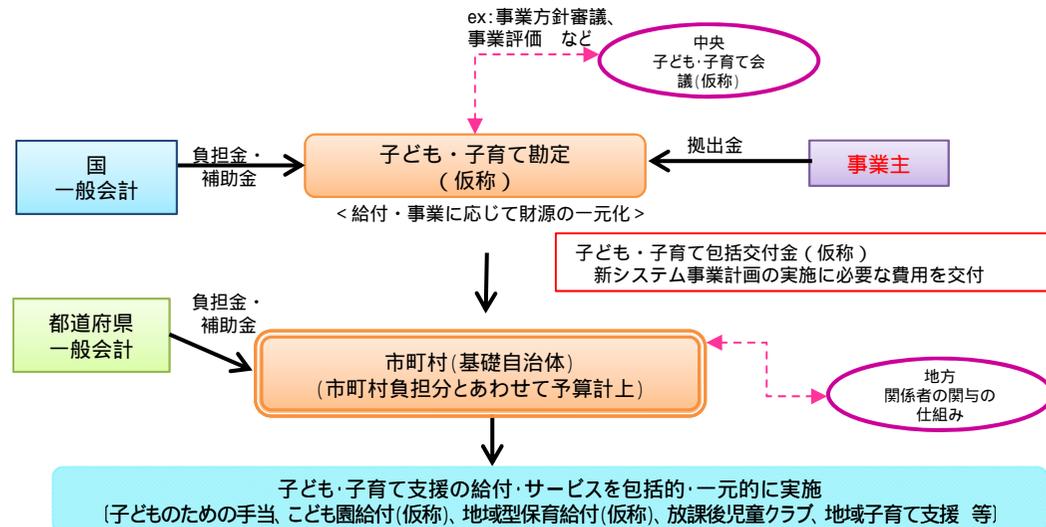
- ・ 国及び地方の恒久財源の確保を前提

### 政府の推進体制・財源を一元化

- ・ 制度ごとにバラバラな政府の推進体制を一元化、財源を給付・事業に応じて一元化

### 子ども・子育て会議(仮称)の設置

- ・ 有識者、地方公共団体、労使代表子育て当事者、関係団体、NPO等の子育て支援当事者等が、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与することができる仕組みとして子ども・子育て会議(仮称)を設置



# ・市町村、都道府県、国の役割

## 基礎自治体(市町村)を実施主体とし、都道府県・国が市町村を重層的に支える

### 市町村 = 新システムの実施主体

市町村は新システムの実施主体としての役割を担い、そのために必要な以下の権限と責務を法律上位置づける。

子どもや家庭の状況に応じた給付の保障、事業の実施  
質の確保された給付・事業の提供  
給付・事業の確実な利用の支援  
事業の費用・給付の支払い  
計画的な提供体制の確保・基盤整備

市町村は、潜在ニーズも含めた地域での子ども・子育てに係るニーズを把握した上で、管内における新システムの給付・事業の需要見込量、見込量確保のための方策等を盛り込んだ「市町村新システム事業計画」（仮称）策定。本計画をもとに、給付・事業を実施。

- ・「市町村新システム事業計画」（仮称）の策定及び記載事項を法定

【市町村新システム事業計画（仮称）の記載事項】：5年ごとに計画を策定

（必須記載事項）

圏域の設定

幼児期の学校教育・保育・子ども・子育て支援事業（仮称）に係る需要量の見込み

- ・ 幼児期の学校教育の需要
- ・ 地域子育て支援の需要
- ・ 放課後児童クラブの需要
- ・ 保育の需要
- ・ 延長保育、病児・病後児保育の需要
- ・ 妊婦健診の需要

幼児期の学校教育・保育・子ども・子育て支援事業（仮称）に係る見込量確保のための方策

- ・ こども園（仮称）
- ・ 地域子育て支援事業（仮称）
- ・ 放課後児童クラブ
- ・ 地域型保育（仮称）
- ・ 延長保育事業、病児・病後児保育事業
- ・ 妊婦健診

幼保一体化を含む子ども・子育て支援の推進方策

幼児期の学校教育・保育、家庭における養育支援の充実方策を含む。

（任意記載事項）

産後休業・育児休業明けのスムーズな保育利用のための方策

都道府県が行う事業との連携方策

職業生活と家庭生活との両立に関すること

< 基本的な考え方 >

新システムの**実施主体である市町村**がその権限と責務を果たすことにより、**子どもが確実に学校教育・保育を受けることができる**仕組みとすることが必要であり、そのような視点から、現在の児童福祉法第24条を見直し、これらの権限と責務を児童福祉法と**子ども・子育て支援法**(仮称)の2法の中に位置付ける。

< 改正の方向性 >

現在の**児童福祉法第24条**に規定されている事項は、おおむね下記のとおり。

- ・市町村による保育の実施義務、直接実施
- ・保育の対象者(「保育に欠ける」要件)
- ・市町村と保護者の契約による保育実施
- ・市町村による利用者への施設の情報提供
- ・定員超過時の市町村による選考
- ・虐待事例等特別な支援が必要な子どもに対する、市町村による保育利用の推奨

これらの事項については、

**児童福祉法**には、**保育を必要とする子ども**に対し、**市町村が必要な保育を確保するための措置を講ずると**いう**全体的な責務規定**に加えて、虐待事例など**特別な支援を必要とする子ども**に対する利用の**勧奨**や入所の**措置**など、子どもの保護のために取るべき**更なる対応**に関する規定を設け、**保育の利用保障を全体的に下支え**するとともに、

**子ども・子育て支援法**(仮称)には、児童福祉法をベースとして、**確実な給付の保障**を行う観点から、市町村による**計画的な幼児期の学校教育・保育の整備**、こども園給付(仮称)等による**個人給付と権利保障**、契約による**利用手続・利用支援**等の規定を設け、**確実な給付の保障**を図る、

ことにより担保しつつ、子どもの権利保障を確実なものとしていく。

# 新システムにおける児童福祉法の改正の方向性（イメージ）

従来の児童福祉法第24条による保育の実施のみならず、子ども・子育てに関する市町村の役割・責務を明確にしつつ、すべての子どもの健やかな育ちを重層的に保障

## 改正後の児童福祉法

虐待事例など、特別な支援が必要な子どもに対する市町村による**保育の措置**  
【新設・現行は規定なし】

虐待事例など、特別な支援が必要な子どもに対する、市町村による保育の利用勧奨、支援

子ども・子育て支援法とあいまって、保育を必要とする子どもに対し、必要な保育を確保するための措置を講ずる市町村の全体的な責務

子ども・子育て支援法に基づく保育、措置などの子どもの保護のための保育が確実に提供されるよう、関連施設・事業の連携及び調整を図る体制整備に関する市町村の責務

現行の児童福祉法によりカバーされている項目

## 子ども・子育て支援法（仮称）

全市町村における市町村計画の策定を義務付け、計画的な**保育整備**【現行は待機児童50人以上の市町村のみ】

こども園給付（仮称）等による個人給付と権利保障の法定化

公的契約等による市町村の適切な関与の下、利用者の選択に基づく給付の保障（38～44頁参照）

・市町村の関与の下での適切な契約の締結

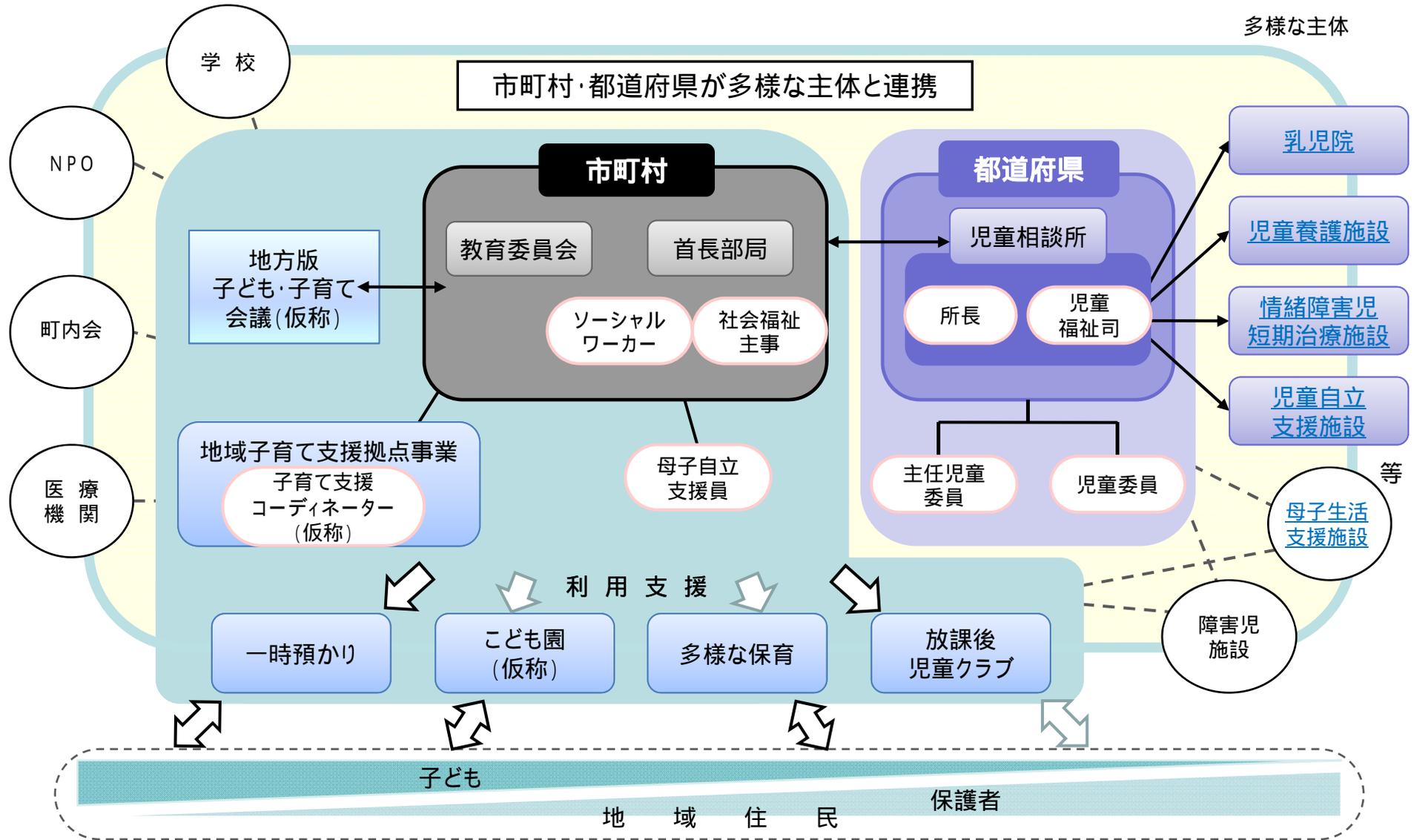
・待機児童発生時などにおける市町村による利用調整、あっせん要請

質の確保された給付の提供についての市町村の責務



# 利用支援のイメージ

移動



都道府県は、広域自治体として、新システムの給付・事業が健全かつ円滑に運営されるよう、必要な助言・援助等を行うとともに、子ども・子育て支援施策のうち、広域的な対応が必要な事業等を行う。

- 「都道府県新システム事業支援計画」（仮称）に基づき、市町村を支援
- ・「都道府県新システム事業支援計画」（仮称）の策定及び記載事項を法定

【都道府県新システム事業支援計画（仮称）の記載事項】：5年ごとに計画を策定

（必須記載事項）

幼児期の学校教育・保育に係る需要量の見込み、見込量確保のための方策

幼保一体化を含む子ども・子育て支援の推進方策

幼児期の学校教育・保育、家庭における養育支援の充実方策を含む。

市町村が行う事業との連携が必要な社会的養護に係る事業、障害児の発達支援に着目した専門的な支援に係る事業

人材の確保・資質向上

（任意記載事項）

市町村の業務に関する広域調整

指定施設・事業者に係る情報の開示

職業生活と家庭生活との両立に関すること

## < 計画策定に当たっての市町村、都道府県に共通する事項 >

計画策定に当たり、地方自治体において、子育て当事者等の関係当事者が参画・関与できる仕組みについて

- ・ 関係当事者の意見を反映させるよう必要な措置を講ずる
- ・ 会議体の設置は後述

### 都道府県計画、市町村計画の策定時の調整

#### (1) 需要量の見込み

- ・ 市町村計画を足し上げ、都道府県計画に記載することを基本（都道府県計画で区域を設定）

【こども園（仮称）に係る「幼児期の学校教育の需要」「保育の需要」について、以下のような調整規定を設ける】

- ・ 市町村は、市町村新システム事業計画（仮称）を策定・変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県の意見を聴くこと（政令市・中核市も同様）
- ・ 市町村は、計画を策定・変更したときは、遅滞なく、都道府県知事に提出すること（**指定・指導監督の主体となる市町村も同様**）

#### (2) 見込量確保のための方策

- ・ 市町村が計画策定段階で、関係市町村と調整する  
都道府県が設定する区域単位で、必要に応じ、広域調整を行う。

国は、新システムの給付・事業が健全かつ円滑に運営されるよう、制度の根幹に関する必要な措置を講ずる。  
 (例) 新システムの制度設計、市町村への子ども・子育て包括交付金(仮称)の交付、基本指針(仮称)の策定等  
 ・ 国の「基本指針」(仮称)の策定及び記載事項を法律上明記

【国の基本指針(仮称)の記載事項】

- 子ども・子育てに関する理念  
 (こども指針(仮称)(次頁参照))
- 提供体制の確保・事業の実施に関する基本的事項
  - ・ 幼保一体化を含む子ども・子育て支援の推進方策  
 幼児期の学校教育・保育、家庭における養育支援の充実方策を含む。
  - ・ 市町村間、市町村と都道府県との間の連携
  - ・ 指定施設・事業者に係る情報の開示
  - ・ 人材の確保・資質の向上 等

- 需要を見込むに当たり、参酌すべき標準
- ・ 目標値の設定
- ・ 需要の見込み量
- ・ 見込み量確保のための方策
- 職業生活と家庭生活との両立に関すること  
 など

・ 国の子ども・子育て会議(仮称)の審議を経て策定

# こども指針(仮称)について

修正

こども指針(仮称)については、家庭・地域を含めた全ての子ども・子育て関係者を対象として、子どもに関する理念及び子育てに関する理念を示すものとし、国が策定する「基本指針」(仮称)の中に位置づける。

こども指針(仮称)を踏まえ、こども園(仮称)に指定された施設等が遵守すべき要領を法的拘束力をもつものとして策定する。

## こども指針(仮称)

### 子ども・子育てに関する理念

- ・対象: 家庭・地域を含めた全ての子ども・子育て関係者
- ・子どもに関する理念(どんな子どもや大人に育てほしいか、子どもを大切にする社会、子どもの権利の保障、乳幼児期の重要性等)
- ・子育てに関する理念(乳幼児期の教育の意義及び役割、家庭の意義及び役割、施設における集団での学び・育ちの支援の意義及び役割並びに専門性・重要性、子育て及び子育てを通じた親育ちの支援の重要性、家庭・地域・施設等の連携の重要性等)



### こども園(仮称)に指定された施設等が遵守すべき要領

幼稚園  
学校教育法  
幼稚園  
教育要領

移行の  
推進  
(2)

総合こども園(仮称)  
総合こども園法(仮称)  
総合こども園  
保育要領  
(仮称)(1)

移行の  
推進  
(2)

保育所  
児童福祉法  
保育所  
保育指針

客観的基準を  
満たした  
その他の施設

多様な保育事業  
小規模保育事業者  
家庭的保育事業者  
居宅訪問型保育事業者  
等

(1) 総合こども園保育要領(仮称)の具体的な内容等については、今後更に検討。その際、小学校教育との連携・接続を確保する。

(2) 国においては、幼保一体化を含む子ども・子育て新システムに関する「基本指針」(仮称)を策定するとともに、財政措置の一体化及び強化等により総合こども園(仮称)への移行を政策的に誘導する。保育所(3歳未満児のみを保育するいわゆる乳児保育所を除く。)については、小学校就学前の全ての子どもに学校教育を保障する観点から、一定期間後に全て総合こども園(仮称)に移行する。

# . 給付設計

## 地域子育て支援事業(仮称)

- ( )都道府県が実施する社会的養護等の事業と連携して実施。
- ・地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業等 (対象事業の範囲は法定)

## 妊婦健診

## こども園給付(仮称)

こども園(仮称)

：総合こども園(仮称)、幼稚園、保育所、それ以外の客観的な基準を満たした施設をこども園(仮称)として指定

## 地域型保育給付(仮称)

- ・小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育  
こども園給付(仮称)・地域型保育給付(仮称)は、早朝・夜間・休日保育にも対応。

## 延長保育事業、病児・病後児保育事業

## 放課後児童クラブ

## 子どものための手当

出産・育児に係る休業に伴う給付(仮称) 将来の検討課題

## こども園給付(仮称)及び地域型保育給付(仮称)の仕組み

### 利用者の選択に基づく給付の保障

給付の確実な保障 = 市町村による認定  
市町村関与の下、利用者と事業者の間の公的契約  
市町村が適切な施設・事業の確実な利用を支援  
利用者補助方式と法定代理受領を基本とした現物給付  
公定価格を基本としつつ、低所得者への配慮など一定の条件の下での上乗せ徴収  
当分の間、市町村及び社会福祉法人以外の者が設置する施設に限る。

### 多様な事業主体の参入による基盤の整備

指定事業者の仕組みの導入  
(多様な給付・事業類型ごとの基準)  
イコールフットイング  
・株式会社等に係る給付への減価償却費の算入等  
撤退規制、情報開示等の制度化  
客観的基準による質の確保

**子ども・子育て支援給付(仮称)**  
(個人に対する給付として実施するもの)

**こども園給付(仮称)**

こども園(仮称)

： 総合こども園(仮称)、幼稚園、保育所、それ以外の客観的な基準を満たした施設をこども園(仮称)として指定

**地域型保育給付(仮称)**

・小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育  
こども園給付(仮称)・地域型保育給付(仮称)は、早朝・夜間・休日保育にも対応。

**子どものための手当**

出産・育児に係る休業に伴う給付(仮称) 将来の検討課題

**子ども・子育て支援事業(仮称)**  
(市町村の事業として実施するもの)

**地域子育て支援事業(仮称)**

( )都道府県が実施する社会的養護等の事業と連携して実施。  
・地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業等(対象事業の範囲は法定)

**延長保育事業、病児・病後児保育事業**

**放課後児童クラブ**

**妊婦健診**

妊婦健診の位置づけは平成24年度以降の子どものための手当等の取扱いについての4大臣合意との整合性の観点及び法令上の基準を新たに設定する観点から、別途検討

子ども・子育て支援事業(仮称)の対象範囲については、66頁参照

# 子どもや子育て家庭の状況に応じた子ども・子育て支援の提供(イメージ)

修正

## 子ども・子育て家庭の状況及び需要

満3歳以上の子どもを持つ、  
**保育を利用せず**家庭で子  
育てを行う家庭  
(子ども・子育てのニーズ)  
学校教育+子育て支援

満3歳以上の子どもを持つ、  
**保育を利用**する家庭  
(子ども・子育てのニーズ)  
学校教育+保育+放課後児童  
クラブ+子育て支援

満3歳未満の子どもを持つ、  
**保育を利用**する家庭  
(子ども・子育てのニーズ)  
保育+子育て支援

満3歳未満の子どもを持つ、  
**保育を利用せず**家庭で子  
育てを行う家庭  
(子ども・子育てのニーズ)  
子育て支援

## 需要の調査・把握

## 市町村新システム事業計画(仮称)

## 計画的な整備

## 子ども・子育て支援給付(仮称)

こども園(仮称) = 指定により、こども園給付(仮称)の対象

小規模保育事業者  
家庭的保育事業者  
居宅訪問型保育事業者  
等  
指定により、**地域  
型保育給付(仮  
称)の対象**

(こども園給付(仮称)・地域型保育給付(仮称)は、早朝・夜間・休日保育にも対応)

## 子ども・子育て支援事業(仮称)

### 地域子育て支援事業

(地域子育て支援拠点事業、一時預かり、  
乳児家庭全戸訪問事業等)  
対象事業の範囲は法定

・延長保育事業  
・病児・病後児保  
育事業

放課後児童  
クラブ

指定対象は、質の確保のための客観的な基準を満たした施設。具体的には、総合こども園(仮称)、幼稚園、保育所、それ以外の客観的な基準を満たした施設。

## 子ども・子育て支援給付（仮称）

修正

子どものための手当  
（個人への現金給付）



**新システムにおける給付に位置づけ**  
（具体的な内容は、平成24年度以降の子どものための手当等の取扱について、の4大臣合意参照）

こども園給付（仮称）



・幼保一体化 参照

地域型保育給付（仮称）

多様な事業類型を設け、それぞれの特性に応じた指定類型、基準を設定。  
小規模保育、 家庭的保育、 居宅訪問型保育、 事業所内保育

出産・育児に係る休業に伴う給付（仮称）

産前産後・育児休業中の現金給付から保育まで切れ目なく保障される仕組みの構築が課題。  
出産手当金（健康保険）、育児休業給付（雇用保険）の適用範囲や実施主体に違いがあること等を踏まえ、両給付を現行制度から移行し一本化することについては将来的な検討課題。

# . 幼保一体化

これまでの幼保一体化の取組については、

仕事と子育ての両立のための支援が進み、就学前の子ども(5歳児)の約6割が幼稚園から小学校に入学する一方、保育所からも約4割の子どもが小学校に入学する中で、幼稚園・保育所を問わず、希望する全ての子どもに対し、生涯にわたる人格形成の基礎である質の高い幼児教育・保育を保障するという主として幼児教育の振興の視点、

仕事と子育てを両面で支援するなど社会全体で次代を担う子どもの育ちを支えるという主として次世代育成支援の視点、

家庭や地域の教育力・子育て力の低下、保護者の多様なニーズ等を踏まえ、家庭や地域の実情、保護者の多様なニーズ等に応じ、希望する全ての子ども及び子育て家庭を支援するという幼児教育の振興・次世代育成支援共通の視点、

という3つの視点がある。

以上を踏まえ、幼保一体化の目的は、次の3点とする。

## (1) 質の高い学校教育・保育の一体的提供

世界に誇る学校教育・保育を全ての子に

ここで言う「学校教育」とは、**現行の**学校教育法に位置付けられる小学校就学前の**満3歳以上**の子どもを対象とする教育(幼児期の学校教育)を言い、「保育」とは児童福祉法に位置付けられる乳幼児を対象とした保育を言う。以下同じ。

## (2) 保育の量的拡大

男女がともにあらゆる場面で活躍できる社会を目指し、女性の就労率向上や多様な保育のニーズに対応する保育の量的拡大を図るために

## (3) 家庭における養育支援の充実

支援を必要とする全ての親子が全ての地域であらゆる支援を受けられるように

# 幼保一体化の具体的な仕組みについて

## < 具体的仕組み >

### 給付システムの一体化

#### ～ 子ども・子育て新システムの創設～

#### ・ 地域における学校教育・保育の計画的整備

##### ～ 市町村新システム事業計画(仮称)の策定～

市町村は、地域における学校教育・保育の需要をはじめ、子ども・子育てに係る需要の見込み及び見込量の確保のための方策等を内容とする市町村新システム事業計画(仮称)を策定する。

#### ・ 多様な保育事業の量的拡大

##### ～ 指定制度の導入～

客観的基準を満たした施設及び多様な保育事業への財政措置を行うこと等により、多様な事業主体の保育事業への参入を促進し、質の確保された保育の量的拡大を図る。

#### ・ 給付の一体化及び強化

##### ～ こども園給付(仮称)の創設等～

学校教育・保育に係る給付を一体化したこども園給付(仮称)を創設することにより、学校教育・保育に関する財政措置に関する二重行政の解消及び公平性の確保を図る。

### 施設の一体化

#### ～ 総合こども園(仮称)の創設～

学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する総合こども園(仮称)を創設する。

## < 効果 >

### 質の高い学校教育・保育の一体的提供

- ・ 地域における学校教育・保育の計画的整備及び総合こども園(仮称)等により、質の確保された学校教育・保育が一体的に提供。
- ・ 配置基準の見直し等により、学校教育・保育の質がさらに向上。

### 保育の量的拡大

- ・ 幼稚園から総合こども園(仮称)への移行により、保育が量的に拡大。
- ・ 客観的基準を満たした施設及び保育ママ等の多様な保育事業への財政措置(指定制)等により、質の確保された保育が量的に拡大。待機児童解消にも貢献。

### 家庭における養育支援の充実

- ・ 幼稚園・保育所から総合こども園(仮称)への移行及び地域子育て支援事業等の推進等により、家庭における養育の支援機能が強化。

< すべての子どもの  
健やかな育ちが実現 >  
< 結婚・出産・子育ての  
希望がかなう社会が実現 >

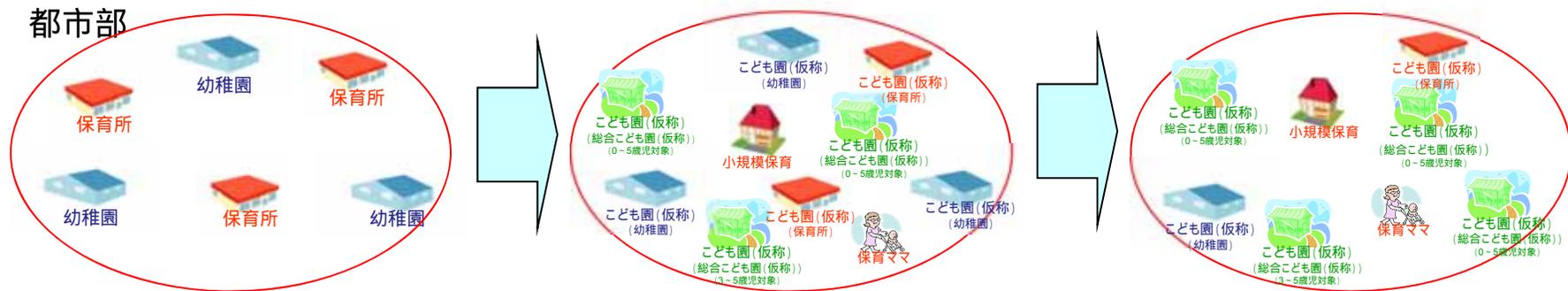
「学校教育」とは、学校教育法に位置付けられる小学校就学前の子どもを対象とする教育(幼児期の学校教育)を言い、「保育」とは児童福祉法に位置付けられる乳幼児を対象とした保育を言う。以下同じ。

# 幼保一体化の進め方(イメージ)

修正

- ・ 国においては、幼保一体化を含む子ども・子育て新システムに関する「基本指針」(仮称)を策定するとともに、財政措置の一体化及び強化等により総合こども園(仮称)への移行を政策的に誘導する。
- ・ 市町村においては、国による制度改正及び「基本指針」(仮称)を踏まえ、市町村新システム事業計画(仮称)に基づき、地域における、満3歳以上の**保育を利用**する家庭の子どもの状況、満3歳以上の**保育を利用しない**家庭の子どもの状況、満3歳未満の**保育を利用**する家庭の子どもの状況など、地域の実情等に応じて、必要な施設・事業を計画的に整備する。

(例)



- ・ 学校教育や保育のニーズの増大に応じ、総合こども園(仮称)を始め地域の実情等に応じた学校教育・保育の提供体制の整備を行う。

- ・ 将来的に、子どもの減少局面を迎えたときには、市町村の計画に基づき、既存施設の総合こども園(仮称)への移行を推進する。

人口減少地域



- ・ 子どもの減少に応じ、市町村の計画に基づき、既存施設の総合こども園(仮称)への移行を推進する。

# 地域における学校教育・保育の計画的な整備(イメージ)

修正

子ども・子育て家庭の状況及び需要

満3歳以上の子どもを持つ、  
保育を利用せず家庭で子  
育てを行う家庭  
(子ども・子育てのニーズ)  
学校教育 + 子育て支援

満3歳以上の子どもを持つ、  
保育を利用する家庭  
(子ども・子育てのニーズ)  
学校教育 + 保育 + 子育て支援

満3歳未満の子どもを持つ、  
保育を利用する家庭  
(子ども・子育てのニーズ)  
保育 + 子育て支援

満3歳未満の子どもを持つ、  
保育を利用せず家庭で子  
育てを行う家庭  
(子ども・子育てのニーズ)  
子育て支援

需要の調査・把握

市町村新システム事業計画(仮称)

計画的な整備

子ども・子育て支援給付(仮称)

こども園(仮称) = 指定により、こども園給付(仮称)の対象

小規模保育事業者  
家庭的保育事業者  
居宅訪問型保育事業者  
等 = 指定により、地域  
型保育給付(仮  
称)の対象

地域子育て支援拠点事業等

市町村が自ら相談等に応じるほか、こども園(仮称)や、その他の公共施設等を幅広く拠点として行う。

指定対象は、質の確保のための客観的な基準を満たした施設。具体的には、総合こども園(仮称)、幼稚園、保育所、それ以外の客観的な基準を満たした施設。

# 市町村新システム事業計画(仮称)の策定

修正

## 市町村新システム事業計画(仮称)のイメージ

(必須記載事項)

- 圏域の設定  
**幼児期の学校教育・保育、子ども・子育て支援事業(仮称)に係る需要の見込み**
- ・ 幼児期の学校教育の需要
  - ・ 保育の需要
  - ・ 地域子育て支援の需要
  - ・ 延長保育、病児・病後児保育の需要
  - ・ 放課後児童クラブの需要
  - ・ 妊婦健診の需要

- 幼児期の学校教育・保育、子ども・子育て支援事業(仮称)に係る見込量の確保のための方策**
- ・ こども園(仮称)
  - ・ 地域型保育(仮称)
  - ・ 地域の子育て支援事業(仮称)
  - ・ 延長保育、病児・病後児保育
  - ・ 放課後児童クラブ
  - ・ 妊婦健診
- 幼保一体化を含む子ども・子育て支援の推進方策  
**幼児期の学校教育・保育、家庭における養育支援の充実方策を含む。**

(任意記載事項)

- 育休明けのスムーズな保育利用のための方策  
 都道府県が行う事業との連携方策  
 職業生活と家庭生活との両立に関すること
- 5年ごとに計画を策定



支援



支援

## 国の「基本指針」(仮称)のイメージ

- 子ども・子育てに関する理念(こども指針(仮称))  
 提供体制の確保・事業の実施に関する基本的事項
- ・ 幼保一体化を含む子ども・子育て支援の推進方策
  - ・ **幼児期の学校教育・保育、家庭における養育支援の充実方策を含む。**
  - ・ 市町村間、市町村と都道府県との間の連携
  - ・ 指定施設・事業者に係る情報の開示
  - ・ 人材の確保・資質の向上
- 需要を見込むに当たり、参酌すべき標準
- ・ 目標値の設定
  - ・ 需要の見込量
  - ・ 見込量確保のための方策
- 職業生活と家庭生活との両立に関すること
- 等



## 都道府県新システム事業支援計画(仮称)のイメージ

(必須記載事項)

- 幼児期の学校教育・保育に係る需要量の見込み、見込量確保のための方策**  
 幼保一体化を含む子ども・子育て支援の推進方策  
**幼児期の学校教育・保育、家庭における養育支援の充実方策を含む。**
- 市町村が行う事業との連携が必要な社会的養護に係る事業、障害児の発達支援に着目した専門的な支援に係る事業
- 人材の確保・資質の向上

(任意記載事項)

- 市町村の業務に関する広域調整  
 指定施設・事業者に係る情報の開示  
 職業生活と家庭生活との両立に関すること

## 多様な保育事業の量的拡大(指定制度の導入)

修正

### 【基本的な考え方】

質の確保のための客観的な基準を満たすことを要件に、認可外施設を含めて参入を認め、株式会社、NPO等、多様な事業主体の参入を認める。これにより、保育の量的拡大を図るとともに、利用者がニーズに応じて多様な施設や事業を選択できる仕組みとする。

### 【具体的な制度設計】

法人格	こども園(仮称): 安定的・継続的な運営を担保する観点から、法人格を条件 多様な保育事業を行う指定事業者: 法人でない場合でも、一定の条件を満たせば指定の対象		
指定基準	現行の基準を基礎とし、 <u>全国一律の基準</u> として定める <small>国の基準と地方の裁量の範囲については、47頁、52頁を参照 質の向上の観点から、職員配置基準の引き上げ等を検討</small>		
撤退規制等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>撤退の際、事前届出、予告期間の設定、利用者の継続的利用のための調整義務等を課す</u></li> <li>・<u>質の確保の観点から、数年ごとに指定を更新</u></li> <li>・<u>保護者の選択に資する観点から、情報開示の義務化を行う</u></li> </ul>		
指定・指導監督	主体	こども園(仮称): 広域調整の観点から、都道府県とする(大都市特例等については29頁の通り) 地域型保育(仮称)を行う指定事業者: 地域の実情に応じた供給量の確保の観点から、 <u>市町村とする</u>	
	権限	指定・指導監督主体に、 <u>立入検査、基準遵守の勧告・措置命令、指定取消等の権限を与える</u>	
需給調整	<u>指定基準を満たす施設はすべて指定する。ただし、施設数が過大となっている場合、指定主体の権限において新規の指定や更新を行わないことができる。</u> (詳細については32～36頁を参照)		
経過措置	施行の際、現に幼稚園・保育所の認可を有する施設は、こども園(仮称)の指定があったものとみなす <small>施行前に現に認可を受けている施設については、法人格を有しなくても指定を受けられることとする。 現行の幼稚園、保育所、認定こども園からの円滑な移行に留意する。</small>		

### 【指定制のイメージ】

事業の開始	総合こども園(仮称)、幼稚園又は保育所の認可	【認可施設と同等の基準を満たす施設】	その他の施設の届出 【多様な保育】 (小規模保育等)	【基準を満たさない施設】 (ベビーホテル等)
財政措置	こども園(仮称)    指定により、こども園給付(仮称)の対象		多様な保育事業者    指定により、地域型保育給付(仮称)の対象	×

## 指定制における情報開示項目

1. 学校教育・保育の理念など、施設の運営方針
2. 学校教育・保育の内容及びその特徴
3. 一人の職員が担当する子どもの数
4. 職員の保有免許・資格、常勤・非常勤の別や経験年数
5. 定員以上に応募がある場合の選考基準
6. 上乘せ徴収(実費徴収を除く)の有無
7. 6で「有」の場合、その理由及び上乘せ徴収額 等

## (1) 参入段階の要件

指定要件については、現行の基準を基礎として、人員配置基準・面積基準等、客観的な基準を定め、適合すれば原則指定を行うことで透明性を確保する。

また、介護保険制度を参考として、必要な欠格要件(開設者が刑罰執行中、指定取消し後5年以内など)を定め、基準に違反した場合などに対する厳格なペナルティを設ける。

### 【参考】介護保険制度

平成17年改正により、指定事業者に対する連座制を導入し、非違行為、指定基準違反等に対し、厳格に対応  
一事業所の指定取消が、その事業者の同一サービス類型内の他事業所の新規指定・更新の拒否につながる仕組み

## (2) 運営段階の要件

他事業会計との区分経理は求めるが、繰入れや剰余金の配当に関して、法的な規制は行わない。

教育・保育の質に直接的に関わる職員の「常勤・非常勤」「経験年数」等について、保護者の選択に資するよう、情報開示を義務づける。

人件費が経費の過半を占める特性を踏まえ、これらの要素を公定価格に反映することも検討。

情報開示の項目の取扱いについては、今後の検討が必要

指定を受けた施設・事業者は、介護保険制度、障害者自立支援制度と同様に、法令遵守等に係る業務管理体制を整備し、これに関する届出を行うこととする。

## (3) 撤退段階の要件

継続的な運営が基本であるが、やむを得ず撤退する場合には、指定辞退・事業の廃止の届けの事前届出、3ヶ月以上の予告期間の設定、継続利用の調整義務、等を課す。

(基本的には、「今利用している子ども」への責任を果たした上で、事業者の自由意思で撤退可能な仕組み)

新システムの実施主体が市町村(基礎自治体)であることを踏まえ、地域の実情や市町村の事務負担等に応じ、柔軟な対応が可能となるよう検討する。

こども園(仮称)の指定等の行政権限について、透明性を確保するため、こども園(仮称)の指定・指導監督の主体となる地方公共団体では、当該行政権限を行使する際には、子ども・子育て支援法において条例により地方公共団体に設置することが出来るとされる合議体又は類似の機能を有する既存の合議体(地方版子ども・子育て会議)の意見を聴くこととする。(80頁で後述)

地方版子ども・子育て会議の構成員について、住民その他の関係者の意見を聴き、地域の子ども及び子育て家庭の実情を踏まえた調査審議が出来るように配慮

## 指定する際の都道府県と市町村との調整

### (こども園(仮称)の指定)

「こども園」(仮称)の指定については、以下の手続を法令に設ける。

- ・ 市町村が指定・指導監督の主体となる場合、市町村長は、あらかじめ、都道府県知事の同意を得る又は都道府県知事との協議を行うこと(関係市町村との調整も留意)
- ・ 都道府県が指定・指導監督の主体となる場合、都道府県知事は、指定をしようとするときは、関係市町村長に対し、相当の期間を指定して、当該関係市町村の新システム事業計画との調整を図る見地から意見を求めること

### (地域型保育(仮称)の指定)

市町村による「地域型保育」(仮称)の指定については、以下の手続を法令に設ける。

- ・ 市町村長は、指定をしようとするときは、あらかじめその旨を都道府県知事に届け出ること
- ・ 都道府県知事は、届出があった場合において、事業所の所在地を含む区域における利用定員の総数が、需要量の見込み既に達しているか、指定によって超えるとき等は、当該市町村長に対し、必要な助言又は勧告をすることができること
- ・ 事業所が市町村の区域外にある場合、所在地の市町村長の同意が必要とすること

## 新システムの実施主体として市町村が有するこども園(仮称)に対する指導監督権限 調整中

- こども園(仮称) に対し、新システムの実施主体として、以下の指導監督権限を有することとする。
- ・ 市町村長は、必要があると認めるときは、こども園(仮称)等に対し、報告・帳簿書類等の提出命令、立入検査等ができる
  - ・ 市町村は、勧告事由、指定取消事由に該当するときは、その旨を都道府県知事に通知しなければならない

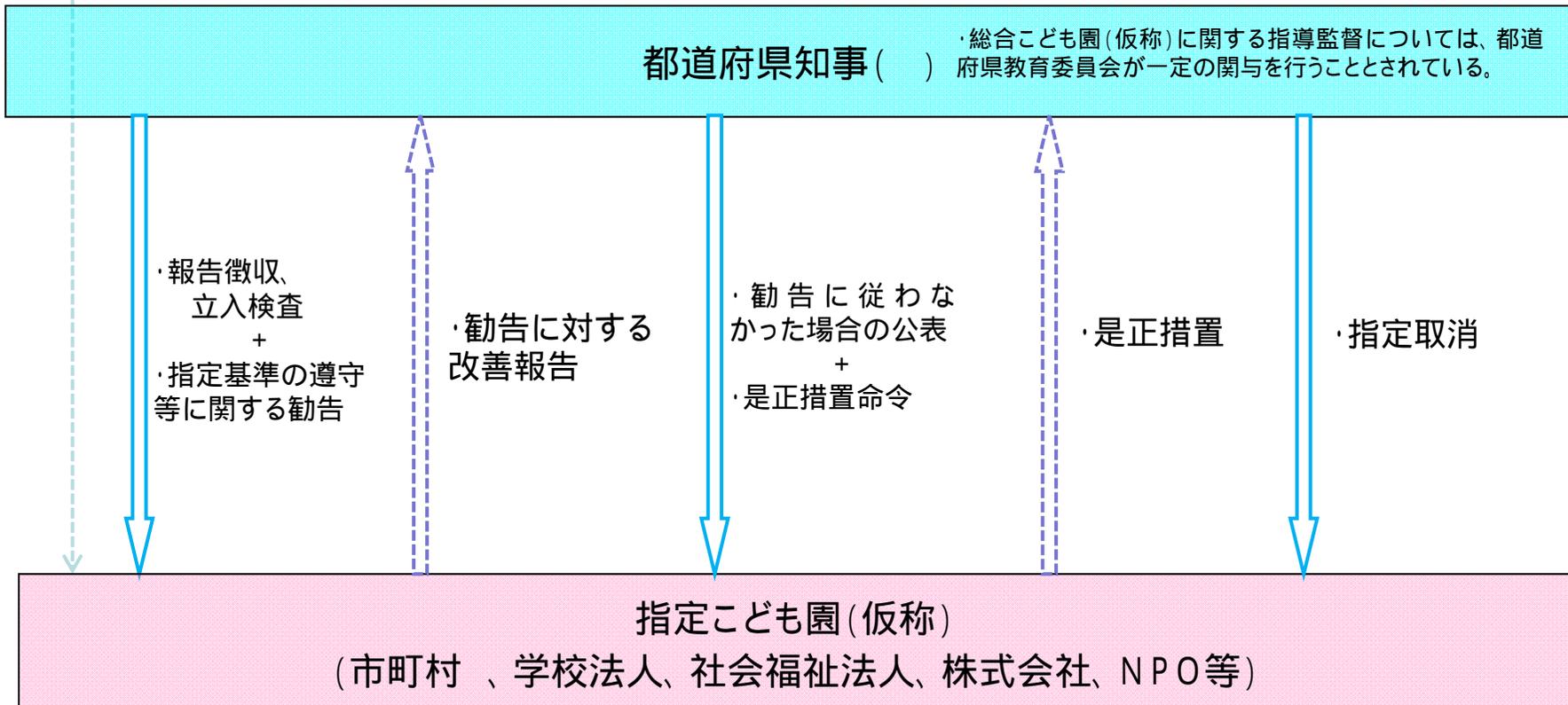
また、市町村の指導監督権限の実効性を高めるため、立入検査などを指定権者である都道府県と共同で実施する等の取組も可能。

## 指定事業者に対する都道府県等の指導・監督(イメージ)

質の確保された給付を保障するために、指定事業者に対しては指定基準に従い事業を実施することを求めることとしており、その担保のための指導監督については、介護保険制度、障害者自立支援制度等の指定制を実施している制度を参考にしつつ、子ども・子育て支援法において規定する。

実施主体である市町村長による一定の関与  
(報告徴収や都道府県に対する指導監督の実施の要求)

大都市特例(指定都市、中核市)等については別途整理



市町村に対しては、指導監督以外に技術的助言、勧告等も行い得る。

## 指定制度における透明性等が確保された需給調整の仕組みについて

### 1. 基本的な考え方

新システムにおいては、市町村・都道府県が策定する新システム事業計画(仮称)に基づいて計画的に基盤整備を進めるとともに、指定制度の導入により、客観的な基準を満たした多様な事業主体の参入を促進し、保育の量的拡充を図ることとしている。

ただし、無秩序に量的拡充が進んだ場合、地域における学校教育・保育の安定的な供給に支障が生じるおそれがあることから、中間とりまとめにおいて「需給調整」の必要性が記載されている。

一方において、恣意的な需給調整が行われるおそれがあると、制度の公平性、信頼性に疑念が生じ、その結果、指定制度を導入する所期の目的を達成できないこととなる。

そのため、新システムにおける需給調整のあり方については、

指定基準等の策定及び指定段階

事業計画の策定段階

需給調整段階

といったそれぞれの段階ごとに透明性・客観性を確保することが必要。

## 2. 指定基準等の策定及び指定段階

指定基準の明確化

指定基準の策定プロセスの透明化

欠格要件の明確化

(欠格要件の例)

- ・開設者が刑罰執行中
- ・指定取消し後5年以内
- ・指定取消を逃れるために取消処分決定日前に事業廃止の届出を行った
- ・教育・保育の提供に当たって、不正または不当な行為を行った

## 3. 事業計画の策定段階

事業計画の策定プロセスにおける透明性の確保

事業計画における需要見込み量の客観性の確保

事業計画における供給の確保方策の明確化・指定拒否の予測可能性の確保

#### 4. 需給調整段階

中間とりまとめにあるように、新規の施設の参入や既存の施設の定員増により、施設・事業の供給量が計画に定めた需要見込み量を超える場合、指定権者が新規の指定や更新を行わないことをできることとするに当たり、以下について踏まえることとする。

##### 新規指定の停止について

新規指定の停止権限を発動するに当たっては、以下のような事項を勘案しながら、「地方版子ども・子育て会議」も含めた幅広い関係当事者からの意見聴取など、発動のルールや実際の発動決定のプロセスにおいて透明性を確保すること

ア 需給調整の権限行使に当たり、広域的な調整が必要になる市町村域を超えた需要見込み量等

イ 地域における状況を踏まえ、需給調整を行うのは、需要見込み量に対して一定割合を超える供給がなされている場合に限定するなど、需給調整の発動の要件

ウ 新規指定の申請が競合し、両者を指定すると需要見込み量を超過することとなる場合、例えば他地域において適正な学校教育・保育を提供してきた実績、利用者の利便性、**社会的養護を必要とする子どもの育ちの支援に果たしている役割**、特別な機能(例:夜間保育、病児保育など)

## 指定更新の拒否について

### 【基本的な考え方】(新規指定の停止と同様)

広域的な調整が必要になる市町村域を超えた需要見込み量等を勘案すること  
需給調整を行うのは、需要見込み量に対して一定割合を超える供給がなされている場合に限定するなど、地域における状況を踏まえること

### 【権限発動の前提】

指定更新の拒否については、対象となる指定施設の利用者や事業者への影響が大きいことから、可能な限り抑制的に行われるのが望ましく、実施に当たっては以下のような前提条件を考慮すること

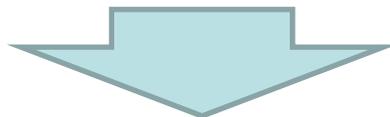
### 【権限行使に当たっての前提 - 利用者・事業者の選択・判断による適正化 - 】

指定更新の拒否という形で施設等に対し強制的な退出を求めるまでもなく、利用者や事業者の選択、判断によって、以下のような形で供給量が適正化されていくのではないか。

- ・利用者の選択の結果としての入所児童の減少
- ・入所児童の減少に伴う採算性の悪化による自発的な撤退・定員削減

### 【権限行使に当たっての前提 - 関係者が一体となった計画的な調整 - 】

その上で、なおも供給が需要を上回る場合、都道府県及び関係市町村の連携の下で、対象地域内の事業主体など関係当事者の合意を得て需給調整実施計画を策定し、これに基づく定員削減などによる供給体制の再構築を図るべきではないか。



上記において当事者間の合意が得られないなど、供給体制の再構築を進める上でやむを得ない場合に、以下も踏まえつつ、都道府県が指定主体として有する指定更新拒否の権限を行使することとする。

事業主体、利用者に対する説明を行うとともに、利用者の継続利用を確保することが前提

当該地域において適正な学校教育・保育を提供してきた実績、利用者の利便性、**社会的養護を必要とする子どもの育ちの支援に果たしている役割**、特別な機能(例:夜間保育、病児保育など)などをどのように考慮するか。また、認可施設か否かを考慮する必要があるか。

その際、発動のルールや実際の発動決定のプロセスにおいて、「地方版子ども・子育て会議」も含めた幅広い関係当事者からの意見聴取を行うなど、発動のルールや発動決定のプロセスにおいて透明性を確保するほか、対象となる事業者からの聴聞など、適正な手続を踏んだ上で実施する必要がある。

# 需給調整のイメージ(案)

## 供給過剰状態

新規指定等の停止  
(新規参入・既存施設の  
定員増の停止)

需要  
見込み量

<

供給量

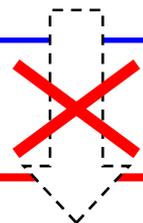
利用者・事業者の選択・判断による適正化

- ・利用者の選択の結果としての入所児童の減少
- ・入所児童の減少に伴う採算性の悪化による自発的な撤退

一定期間前までの届出が必要

計画的な調整による供給体制の再構築

- ・都道府県及び関係市町村の連携の下、対象となる地域における事業主体など関係当事者の合意を得て需給調整実施計画を策定
- ・同計画に基づき、各事業主体が定員削減などを行い、供給体制の再構築



計画的な調整なしに指定更新拒否を行うのは適切ではない

指定更新拒否による供給削減

- ・計画的な調整において、関係者の合意が得られないなど、供給体制の再構築を進める上でやむを得ない場合に、指定更新拒否を実施

実施に当たっては「地方版子ども子育て会議」など幅広い関係当事者からの意見聴取

### < 基本的考え方 >

平成22年4月より、社会福祉法人以外の法人種別についても、学校法人会計基準による収支計算書又は企業会計基準による損益計算書など、それぞれの会計処理を可能とした上で、資金収支計算分析表により、保育所運営費に係る資金の流れを把握することが可能となっており、比較的、簡易な方式となっている。

ただし、現行の会計処理方法は、保育所運営費は市町村から事業者に対する委託費という前提のものであり、新システムにおけるこども園給付(仮称)は個人給付と性質が大きく異なることとなる。

このため、別途検討しているこども園給付(仮称)や総合こども園(仮称)における使途範囲に関する検討に応じて、会計処理上、必要な情報量、書類等に幅があり得ることに留意し、介護保険制度、障害者自立支援制度を参考にしつつ、事業者の法人種別に応じた会計処理方式とする。

複数事業部門を有する事業者の場合、こども園給付(仮称)の流れが分かるものとする。

個人給付であるこども園給付(仮称)に関して、給付された費用のフローのチェックについては、どの程度、詳細にチェックする仕組みとするのか、事業主体・地方自治体の事務処理負担も踏まえつつ、その詳細な仕組みについて、介護保険制度等を参考に、制度施行までに更に検討する。

上記は、現行の保育所運営費の支給対象となっているものについての整理であり、幼稚園としてこども園(仮称)の指定を受ける施設の場合は、学校法人会計による現在の取扱いを踏襲する。